

平成30年3月30日

違法な脱法行為的差押えを中止し、地方税の適法な徵収を求める会長声明

群馬司法書士会

会長 西川 正



さる平成30年1月31日、前橋地方裁判所は、前橋市が、市県民税及び国保税を滞納した市民に対し、勤務先から支払われた給与を銀行口座に振り込まれたその日に全額を差し押された事件について、これを「脱法的な差押処分」と判断し、給与の全額差押えを禁じた国税徵収法76条1項に違反すると判示した。

次いで平成30年2月28日、同じく前橋地方裁判所は、前橋市が、固定資産税2000円を滞納した市民の年金支給日当日に、銀行口座に振り込まれた国民年金から200円を差し押された事件について、同じく「脱法的な差押処分」と判断し、年金の全額差押えを禁じた国税徵収法77条に違反すると認定した。

前橋市は、上記判決のうち、2月28日判決についてはこれを不服として控訴したものの、1月31日判決については、これを受け入れて控訴を断念したため、本日現在、すでに確定するに至っている。

現在、我が国の相対的貧困率は、15.6%（2015年）と依然として高い数値のままである。また、非正規雇用労働者も全労働者の4割近くを占め、年収200万円以下の労働者が1000万人を超えており、格差と貧困が蔓延している状況にある。

このような状況の中、貧困のためやむなく市町村税や国民健康保険税などの地方税を滞納した場合に、滞納者の財産を地方自治体が差押えて強制的に徵収する例が増加している。例えば、国保税（料）の差押え件数は、全国で33万6436件（2016年度）と、前年度（29万8374件）よりも約12.8%も増加している状況である。（厚生労働省「国民健康保険（市町村）の財政状況について」参照）

もっとも、地方税や国保税を滞納した場合であったとしても、給与や年金等の給付といった一定の財産については、滞納者及びこれと生計を共にする者の生活に欠かすことのできない財産として、国税徵収法においてその全額の差押えが禁止されている（国税徵収法第75条乃至78条。地方税法においても準用）。また、児童手当や児童扶養手当、あるいは生活保護費などのさまざまな公的給付についても、同様にその受給権に対する差押えは禁止されている（児童手当法第15条、児童扶養手当法第24条、生活保護法第58条など）。

これら差押えを禁止する規定の趣旨は、いうまでもなく最低限度の生活を維持するう

えで欠かすことのできない財産について、その差押えを禁じることにより生存権の保障（憲法25条）を全うするところにある。

しかしながら、近時、このように全額の差押えが禁止された給与や年金、あるいは児童手当等の公的給付が、ひとたび滞納者の銀行口座に振り込まれるや否やこれを全額差し押さえる事例が、群馬県内の地方自治体において散見される。仮にこのような差押えを合法と解するならば、先に述べた生存権の保障は全くの画餅に帰する。そのため、差押え禁止財産について、振り込まれたと同時に瞬間に銀行預金に転化するなどとして全額差し押さえるがごとき行為は、これを脱法行為として厳しく禁じなければならないのである。

相次いで出された上記前橋地裁判決は、かかる脱法行為についてこれを禁じ、生存権の保障を全うするために地方自治体の行きすぎた滞納処分を抑止するとの意義を有するものである。

格差と貧困が社会に蔓延する現下の日本社会の状況において、本会は、貧困のためやむなく地方税や国保税を滞納した市民の生存権の保障を貫徹すべく、群馬県内外の地方自治体に対し、このような脱法行為を禁じた上記前橋地裁判決の趣旨を尊重し、適切な税の徵収に努めるよう求めるものである。

以上